

# 第52期（第7回）高知地方最低賃金審議会

日時 令和2年5月28日  
場所 高知共済会館「桜」

## 議事次第

- 1 開会
- 2 局長挨拶
- 3 議事
  - (1) 会長代理の選出について
  - (2) 特定（産業別）最低賃金の金額改正等に係る意向確認について
  - (3) 一般貨物自動車運送業に関する実態調査結果について
  - (4) 適用事業所数及び適用労働者数（電子）について
  - (5) 今後の運営について
  - (6) その他
- 4 閉会

資	料	(ページ)
1	第52期高知地方最低賃金審議会委員名簿	1
2	第52期高知地方最低賃金審議会事務局名簿	2
3	第52期高知地方最低賃金審議会審議概要（第6回）	3
4	高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の金額改正について（改正申出の意向表明）	4
5	高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の金額改正について（改正申出の意向表明）	5
6	一般貨物自動車運送業に関する実態調査結果について	6
7	適用事業所数及び適用労働者数（高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金）	13
8	令和元年度審議会・専門部会・運営小委員会等の審議状況	14
9	高知地方最低賃金審議会運営規程	15
10	高知地方最低賃金審議会会議公開要綱	17

## 別冊資料

- 1 最賃引上げに向けた中小企業・小規模事業者等への支援事業の実施状況
- 2 ホームページ公開案

## 令和2年度 第7回高知地方最低賃金審議会

- 1 開催日時 令和2年5月28日 10時～10時55分
- 2 出席状況 公益代表委員 5名  
労働者代表委員 5名  
使用者代表委員 5名
- 3 議題・議事要旨
  - (1) 会長代理の選任について  
会長代理に大井委員が選出された。
  - (2) 特定（産業別）最低賃金の金額改正等に係る意向確認について  
高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金改正の意向表明及び高知県一般貨物自動車運送業最低賃金改正の意向表明について、事務局から説明が行われた。各意向表明の内容について、労側委員から説明が行われた。
  - (3) 一般貨物自動車運送業に関する実態調査結果について  
実態調査結果について、事務局から説明が行われた。使側委員より「未回答の事業場に対する督促状況」について質問がなされたが、その他は特段の発言はなかった。
  - (4) 適用事業所数及び適用労働者数（電子）について  
事務局算出の電子部品等最賃適用事業場の適用事業場数、適用労働者数が承認された。
  - (5) 今後の運営について  
今年度も運営小委員会を設置し、審議会運営の基本的な事項を検討することとされた。また、運営小委員会は非公開とされた。
  - (6) その他
    - ① 最低賃金引上げに向けた中小企業支援事業等について事務局から説明が行われた。
    - ② 前年度の審議会の議事内容に係るホームページ公開案について、事務局から説明が行われ、承認された。また、本年度の公開方法について、事務局から説明が行われ、併せて承認された。
    - ③ 事業場実施視察について、使側委員より「新型コロナウイルスの影響も考慮し、中止も検討されては」との意見があり、実施の是非も含めて運営小委員会で検討することとなった。

### 開催予定

運営小委員会は、本日の第7回審議会終了後  
第8回審議会は、7月2日 午前10時

# 第52期（第8回）高知地方最低賃金審議会

日時 令和2年7月2日  
場所 高知会館「飛鳥」

## 議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 「高知県最低賃金」改正決定について（諮問）
  - (2) 運営小委員会結果報告について
  - (3) 適用事業所数及び適用労働者数（貨物）について
  - (4) その他
- 3 閉 会

資 料	(ページ)
1 第52期高知地方最低賃金審議会委員名簿 .....	1
2 第52期高知地方最低賃金審議会審議概要（第7回） .....	2
3 高知県最低賃金の改正決定に係る審議の流れ .....	3
4 「高知県最低賃金」改正決定に関する公示関係 .....	4
5 第2回運営小委員会了解事項 .....	5
6 令和元年度審議会・専門部会・運営小委員会等の審議状況 .....	6
7 令和元年度地域別最低賃金決定に係る審議会の運営状況等 .....	7
8 令和元年度特定（産業別）最低賃金決定に係る審議会の運営状況等 .....	8
9 「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金」の審議経過 .....	9
10 「高知県一般貨物自動車運送業最低賃金」の審議経過 .....	10
11 適用事業所数及び適用労働者数（高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金） .....	11
12 高知県一般貨物自動車運送業における大型貨物自動車運転者数等の実態調査結果 .....	12
13 適用事業所数及び適用労働者数（高知県一般貨物自動車運送業） .....	14
14 全国労働組合総連合四国地区協議会からの要請書（令和2年6月8日受理） ...	15

## 令和2年度 第8回高知地方最低賃金審議会

1 開催日時 令和2年7月2日 10時～10時50分

2 出席状況 公益代表委員 5名  
労働者代表委員 5名  
使用者代表委員 4名

### 3 議題・議事要旨

#### (1) 高知県最低賃金改正決定について

高知県最低賃金改正決定について、諮問を局長が行った。  
事務局から諮問に関する手続き等について説明を行った。

#### (2) 5月28日開催の運営小委員会の検討結果及び了解事項の報告

#### (3) 高知県最低賃金改正決定の審議運営及び中賃の目安の取扱いについて

- ① 中賃目安は、従前どおり最も重要な審議資料のひとつとして取り扱うことを確認した。
- ② 地域専門部会における最低賃金審議会令第6条5項の適用については、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することを確認した。
- ③ 8月7日までの答申をめざして審議を行うこととした。

#### (4) 特定（産業別）最低賃金〔電子・貨物〕の審議運営について

- ① 特定（産別）最低賃金については、例年どおり必要性の有無について、特別小委員会を設置して、審議することとなった。
- ② 特定（産別）最低賃金の特小委員は本審委員が各側3名で組織することとなった。
- ③ 特定（産別）最低賃金の特小委員会に労使の業界関係者をオブザーバーとして招聘することとし、オブザーバーの招聘手続等は特別小委員会に委ねることとした。
- ④ 特定（産別）専門部会における最低賃金審議会令第6条5項の適用については、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することを確認した。
- ⑤ 特定（産別）最低賃金については、要件を満たし改正の必要性ありとなった場合には、現行の発効日に留意しながら審議を行うこととした。

#### (5) 事業場実地視察について

事業場実地視察については、本年度に限り実施しないこととなった。

#### (6) 高知県最低賃金改正調査審議における意見陳述について

地域最賃改正審議に関して意見陳述の要請があれば、本審委員による全員協議会の場で、時間を30分間以内、陳述人2名以内の制限を設けた上で、内容についても地域最賃改正審議の参考となるものに限定して受けることとした。

また、異議申し出後に意見陳述の申し出があれば、時間を10分以内、陳述人1名、地域最賃改正決定にかかる異議に限定して受けることとした。

#### (7) 適用事業所数及び適用労働者数（一般貨物）

次年度以降の一般貨物最賃に係る適用事業所数、適用労働者数の算出方法については、別途検討会を設けることとなった。（本年度の適用事業所数、適用労働者数は、昨年12月実施済の実態調査に基づき算定することが昨年度の審議会で決定している。）

- (8) 次回審議会等の日程及び公開については、下記とすることが議決された。
- ① 第9回高知地方最低賃金審議会は、7月31日午前10時10分から開催する。
  - ② 地域最賃改正審議に関して意見陳述の要請があった場合には、全員協議会を7月31日午前9時30分から開催する。
  - ③ 第1回地域最賃専門部会は、7月31日第9回本審議会終了後開催する。
  - ④ 第9回高知地方最低賃金審議会は、目安伝達などが議事として予定されており、公開とする。
  - ⑤ 7月31日に開催予定の全員協議会は意見聴取（法第25条第5項）であり、公開とする。
  - ⑥ 7月31日に開催予定の第1回地域最賃専門部会も公開とする。

# 第 52 期（第 9 回）高知地方最低賃金審議会

日 時 令和 2 年 7 月 31 日  
場 所 高 知 共 済 会 館

## 議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 中央最低賃金審議会における「令和 2 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の伝達について
  - (2) その 他
- 3 閉 会

資 料	(ページ)
1 第 52 期高知地方最低賃金審議会委員名簿 .....	1
2 第 52 期高知地方最低賃金審議会審議概要（第 8 回） .....	2
3 中央最低賃金審議会「令和 2 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」 （写） .....	4
4 「令和 2 年度最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」（高知弁護士会会長） （写） .....	12

## 別 冊 資 料

- 1 第 1 回目安に関する小委員会配布資料
- 2 第 2・3 回目安に関する小委員会配布資料
- 3 改定審議一般資料 令和 2 年度
- 4 令和 2 年度最低賃金に関する基礎調査結果
- 5 高知県最低賃金の可処分所得額と生活保護費との比較表

## 令和2年度 第9回高知地方最低賃金審議会

1 開催日時 令和2年7月31日 10時15分～11時20分

2 出席状況 公益代表委員 5名  
労働者代表委員 5名  
使用者代表委員 5名

### 3 議題・議事要旨

(1) 中央最低賃金審議会における「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の伝達

地域別最低賃金額改定の目安(答申)及び公益委員見解の伝達

- 新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当
- 地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、この見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

労働者側

「現行水準」とは、「0円」ではない。

使用者側

「現行水準を維持する」とは、「据え置き」と理解している。

(2) その他

① 事務局より資料説明

② 8月7日午後2時から予定の次回第10回本審は、専門部会で全会一致に至らなかった場合に開催することとし、会議は公開することが議決された。

異議審議についても、公開とすることが議決された。

# 第52期（第10回）高知地方最低賃金審議会

日時 令和2年8月25日  
場所 高知共済会館

## 議事次第

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 高知県最低賃金専門部会の結果報告について（報告）
  - (2) 最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）
  - (3) 高知県最低賃金専門部会の廃止について
  - (4) その他
- 3 閉会

資	料	(ページ)
1	第52期高知地方最低賃金審議会委員名簿	1
2	第52期高知地方最低賃金審議会審議概要（第9回）	2
3	高知県最低賃金専門部会報告書（写）	3
4	高知県最低賃金の改正決定について（答申）（写）	7
5	令和2年度地域別最低賃金時間額答申状況（プレスリリース）	10
6	JAL 解雇撤回と最低賃金1,500円の実現を求める要請書（写）	13

## 別冊資料

- 1 最低賃金審議会の意見に関する異議申出書（写）



## 令和2年度 第10回高知地方最低賃金審議会

1 開催日時 令和2年8月25日 9時30分～10時45分

2 出席状況 公益代表委員 5名  
労働者代表委員 5名  
使用者代表委員 5名

### 3 議題・議事要旨

(1) 高知県最低賃金専門部会の結果について、部会長から報告された。

(2) 最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）

8月24日付けで高知県労働組合連合会から提出された異議申出について、局長から会長あて諮問がなされ、審議を行った。

高知県労働組合連合会から意見陳述の申し出があり、第8回審議会で異議審議時の意見陳述が了承されていることから、異議申し出内容について意見陳述がなされた。

意見陳述後、労使双方から意見が出され、それらを参考にして公益委員が公益委員見解をまとめた結果、「原意見のとおり決定することが適当である」との結論に達し、労使委員に説明、了承を受けた後、会長から局長に答申がなされた。

(3) 専門部会の廃止について

高知県最低賃金専門部会については、審議会令第6条第7項において、「最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の決議により、これを廃止するものとする。」との規定がなされ、この運用について、高知県最低賃金専門部会運営規程第9条において、「専門部会はその専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、その任務を終了することとし、審議会の決議により、これを廃止するものとする。」と規定されており、高知県最低賃金専門部会については、既にその任務を終了しているため廃止が決定された。

(4) その他

次回開催予定の第11回審議会は公開することが議決された。

# 第 52 期（第 11 回）高知地方最低賃金審議会

日 時 令和 2 年 9 月 24 日  
場 所 高 知 労 働 局

## 議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について（諮問）
  - (2) 「一般貨物自動車運送業最低賃金」の改正決定に関する申出の取扱いについて
  - (3) その他
- 3 閉 会

## 資 料

(ページ)

- 1 第 52 期高知地方最低賃金審議会委員名簿 ..... 1
- 2 第 52 期高知地方最低賃金審議会審議概要（第 10 回） ..... 2
- 3 「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金」の改正決定に関する申出書（写） ..... 3
- 4 「高知県一般貨物自動車運送業最低賃金」の改正決定に関する申出書（写） ..... 6

## 令和2年度 第11回高知地方最低賃金審議会

- 1 開催日時 令和2年9月24日 9時30分～10時
- 2 出席状況 公益代表委員 3名  
労働者代表委員 5名  
使用者代表委員 4名
- 3 議題・議事要旨
  - (1) 「一般貨物自動車運送業最低賃金」の改正決定に関する申出の取扱いについて  
事務局から、「新産別最賃の改正に関する申出要件を満たしていないことから、改正決定の必要性の有無についての諮問は行わない。」との報告がされた。
  - (2) 「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について（諮問）  
局長より会長に諮問文を手交した。  
電子最賃改正の必要性の有無について審議する特別小委員会の委員が選出された。
  - (3) その他
    - ① 10月8日開催予定の次回本審は、公開することが議決された。
    - ② 電子最賃改正の必要性の有無について審議する特別小委員会は、公開することが議決された。
    - ③ 事務局から、「地域最賃の周知イベント（高知駅前）は、コロナウイルス感染症拡大防止等を考慮して、今年度は中止とする。」との報告がされた。

# 第 52 期（第 12 回）高知地方最低賃金審議会

日 時 令和 2 年 10 月 8 日

場 所 高 知 労 働 局

## 議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金」特別小委員会報告
  - (2) 「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について
  - (3) 適用事業所数及び適用労働者数（一般貨物自動車運送業）について
  - (4) その他
- 3 閉 会

資 料	(ページ)
1 第 52 期高知地方最低賃金審議会委員名簿 .....	1
2 第 52 期高知地方最低賃金審議会審議概要（第 11 回） .....	2
3 「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について（特別小委員会報告） .....	3
4 高知県一般貨物自動車運送業における大型貨物自動車運転者数等の実態調査結果 ....	5
5 適用事業所数及び適用労働者数（高知県一般貨物自動車運送業最低賃金） .....	7
6 高知地方最低賃金審議会運営規程 .....	8
7 高知地方最低賃金審議会会議公開要綱 .....	10

## 令和2年度 第12回高知地方最低賃金審議会

- 1 開催日時 令和2年10月8日 16時30分～17時8分
- 2 出席状況 公益代表委員 4名  
労働者代表委員 5名  
使用者代表委員 4名
- 3 議題・議事要旨
  - (1) 「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金」特別小委員会報告  
特別小委員会座長から令和2年10月2日付けの「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（特別小委員会報告）」に基づき、特別小委員会の結果報告がなされた。
  - (2) 「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金」改正決定の必要性の有無について  
「電子」最賃特別小委員会からの報告を踏まえ、審議の結果「電子」最賃改正決定の必要性については、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった旨の答申を行い、答申文を会長から局長に手交した。
  - (3) 適用事業所数及び適用労働者数について（一般貨物自動車運送業）  
今後の一般貨物自動車運送業にかかる当該係数の把握について、昨年度に続き実態調査を行い、その結果をもって審議会に諮ることについて、審議会の了解を得た。
  - (4) その他
    - ① 今後の審議内容等の公開について、事務局で「原則公開」に向けた対応を検討していくことで審議会の了解を得た。
    - ② 次回開催予定の本審は、公開することが決議された。